

平成21年3月17日制定（国空政第111号）  
平成28年3月10日一部改正（国空ネ企第129号）  
令和2年7月20日一部改正（国空ネ企第44号）

航 空 局 長

## 旅客取扱施設利用料の上限認可審査等取扱要領

### I. 目的

この要領は、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第16条第1項（法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号。以下「統合法」という。）第32条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による旅客取扱施設利用料の上限の認可（以下「上限の認可」という。）及び法第16条第3項（法附則第5条第1項及び統合法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による旅客取扱施設利用料の届出に関する適正な運用方法を定めることを目的とする。

### II. 上限の認可

#### （1）旅客取扱施設利用料上限認可申請書の様式

空港法施行規則（昭和31年運輸省令第41号。以下「規則」という。）第10条第1項（規則附則第3条において準用する場合及び統合法第29条第2項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）が上限の認可を受けようとする場合を含む。）に規定する旅客取扱施設利用料上限認可申請書は、別紙様式-1のとおりとする。

#### （2）旅客取扱施設利用料上限変更認可申請書の様式

規則第10条第2項（規則附則第3条において準用する場合及び空港運営権者が上限の認可を受けようとする場合を含む。）に規定する申請書は、別紙様式-2のとおりとする。

### III. 上限の認可の審査基準

#### （1）審査基準

法第16条第2項（法附則第5条第1項及び統合法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかに係る審査は、以下の考え方による。

##### ①原価算定

原価は、別紙1の表の左欄（「費用項目」欄）の項目ごとに、同表の右欄（「負担算定基準」欄）に記す算定基準により得た額の合計額とする。各々の費用項目の額は、同表の中欄（「想定費目」欄）に記す費目の額の合計とし、その内訳を明らかにする必要がある。なお、同表の中欄（「想定費目」欄）に記す費目であ

っても、申請者自らが負担していないものについては、費用項目の額に含めることはできない。

また、別紙1の表の右欄（「負担算定基準」欄）中、面積按分と記す費用項目については、それぞれの費用に旅客取扱施設利用料割合（※）を乗じることにより算定する。

※：旅客取扱施設利用料割合とは、(i)及び(ii)により得た床面積の合計が航空旅客取扱施設全体の床面積に占める割合をいう。ただし、別紙1の表の中欄（「想定費目」欄）中「警備業務」及び「清掃業務」の算定にあたっては、別紙2の表の右欄（「可否」欄）において「不可」と記されている同表中欄（「対象エリア」欄）の区域のうち、当該業務の対象とならない区域の床面積を、航空旅客取扱施設全体の床面積及び(ii)における「不可」と記されている区域の床面積からそれぞれ減ずることができる。

(i) 別紙2の表の右欄（「可否」欄）において「可」と記されている同表中欄（「対象エリア」欄）の区域のうち、旅客取扱施設利用料の収入によりその費用を賄うこととする区域の床面積の合計

(ii) 別紙2の表の右欄（「可否」欄）において「応分割合」と記されている区域の床面積に、「可」及び「不可」と記されている区域の床面積の合計に占める(i)の床面積の合計の割合を乗じて得た床面積

## ②利潤算定

利潤は事業資産価額（※1）に報酬率（※2）を乗じることにより得た額とする。

※1：事業資産価額は、旅客取扱施設利用料の徴収開始予定日（旅客取扱施設利用料の上限額の変更の場合にあつては、これに基づく新たな額での徴収開始予定日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日における航空旅客取扱施設に係る帳簿価額の見込額に同時点において見込まれる旅客取扱施設利用料割合を乗じた額と、同日から起算して一年間の末日における航空旅客取扱施設に係る帳簿価額の見込額に同時点において見込まれる旅客取扱施設利用料割合を乗じた額の相加平均により得る額を求め、その翌年及び翌々年についても該当するそれぞれの日における額の相加平均により得る額をそれぞれ求めた上、これら三つの額の相加平均により得られた額とする。

※2：報酬率は、自己資本コストと他人資本コストの加重平均として別に示す数値とする。ただし、特別な事情がある場合は、申請者が報酬率を設定することができる。この場合、申請者においてその報酬率の合理的根拠を明らかにすること。

## ③旅客取扱施設利用料の上限額の算定

①及び②に記した原価と利潤の算定期間は、旅客取扱施設利用料の徴収開始予定日（旅客取扱施設利用料の上限額の変更の場合にあつては、これに基づく新た

な額での徴収開始予定日)の属する月の翌月の初日から3年間とし、これらの合計額を同期間に見込む旅客数(※)により除した額を旅客取扱施設利用料の上限額とする。

※国内線の旅客取扱施設利用料については、負担の公平性の観点から、出発時、到着時ともに徴収することとして算定すること。

#### (2) 国管理空港特定運営事業等における特例

空港運営権者が旅客取扱施設利用料を徴収する場合又は民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)第2条第5項に規定する国管理空港特定運営事業(以下「国管理空港特定運営事業」という。)が実施されている空港において、法第15条第3項に規定する指定空港機能施設事業者(以下「指定空港機能施設事業者」という。)が旅客取扱施設利用料を徴収する場合の(1)①の原価算定に当たっては、航空旅客取扱施設の安全な利用や航空旅客の利便性向上に資する費用と証することが可能な限りにおいて、直接に航空旅客取扱施設に係る費用でなくとも原価の対象とすることを可能とする(滑走路、誘導路、エプロン等の空港施設に係る費用を除く)。

また、原価及び利潤の算定に際し、統合法第29条第1項に規定する特定空港運営事業又は国管理空港特定運営事業が実施されている空港において、空港運営権者又は指定空港機能施設事業者が航空旅客取扱施設に係る帳簿価額を有しない場合は、航空旅客取扱施設に係る帳簿価額に代わり、これに相当すると認められる範囲で公共施設等運営権等(無形固定資産)の価額を用いることを可能とする。

#### IV. 上限の認可を申請する理由

##### (1) 航空旅客取扱施設の新設又は大規模改修(以下「新設等」という。)に伴う上限の認可の場合

旅客取扱施設利用料の収入により、航空旅客取扱施設の新設等に要した費用の回収を見込む場合は、①から③を明らかにすること。その際、②及び③については、写真及び図面を用い具体的に説明することを要する。なお、国は必要に応じ、認可を受けようとする者の管理する施設に立ち入り確認することとする。

①新設等の概要(供用開始予定日を含む。)

②新設等により得られる航空旅客の利便性の向上に資する内容

③新設等に要した費用が②に比して相当であること

##### (2) その他の場合

(1)以外で上限の認可を申請する場合は、申請する理由(航空旅客の利便性の向上に資する内容を含む。)を明らかにすること。その際、必要に応じ、写真又は図面を用い具体的に説明することとする。なお、国は必要に応じ、認可を受けようとする者の管理する施設に立ち入り確認することとする。

## V. 上限の認可に関するその他の事項

### (1) 上限の認可

上限の認可は、認可書を交付することにより行う。

なお、申請された旅客取扱施設利用料の上限が、Ⅲ. に定める審査基準に適合しないときは、認可しないものとする。

### (2) 上限の算出の基礎を記載した書類

規則第10条第3項（規則附則第3条において準用する場合及び空港運営権者が上限の認可を受けようとする場合を含む。）に規定する算出の基礎を記載した書類には、上限の算出根拠として、Ⅲ. に記した内容を確認するために必要な事項を記載する必要がある。

### (3) 上限の認可の条件

上限の認可を行うに当たっては、法第24条の規定に基づき、下記の事項を含む条件を付することとする。

- ①航空運送事業者が旅客取扱施設利用料の徴収を代行する等により旅客の利便を確保すること。
- ②毎営業年度終了後3ヶ月以内に当該年度の収支状況を国土交通大臣に報告すること。その際、想定した原価及び利潤と旅客取扱施設利用料による収入との関係を明らかにすること。
- ③旅客取扱施設利用料の原価又は利潤の算定に関し、重大な変更が生ずるときは、あらかじめ国土交通大臣に報告し、必要に応じて旅客取扱施設利用料の上限額を見直すこと。
- ④旅客取扱施設利用料が航空旅客から直接に負担を求めるものであり、航空旅客の負担に見合う対応が求められること、また、これにより航空旅客運送事業者の負担のあり方が変更されること等に鑑み、以下に努めること。
  - ・航空旅客の利便性の向上に資する取組を実施すること。
  - ・当該空港において、航空旅客運送事業者による航空旅客の利便性の向上に資する取組が実施されるよう、同者に対し協力を求めること。
- ⑤旅客取扱施設利用料の上限額の算定期間である3年ごとに、改めて、その時点から3年間を算定期間として原価と利潤を算定し、旅客数の実績も踏まえ、Ⅲ. に記した審査基準に適合する同上限額の水準に関する評価を行い、その内容について国土交通大臣に報告するとともに、必要に応じてその額を見直すこと。

※算定期間である3年ごとの評価においては、新設等の具体的な計画を有し、当該算定期間後に当該施設の供用開始を予定している場合に、その時点において原価及び利潤の変動が生じる等、将来に一定の蓋然性をもって旅客取扱施設利用料の額の大幅な変更が想定され、それを緩和する観点から必要と認められる場合は、合理的な範囲において、当該算定期間以外に生じる原価及び利潤を考慮することを可能とする。

## VI. 届出の様式

### (1) 旅客取扱施設利用料届出書の様式

規則第11条第1項（規則附則第3条において準用する場合及び空港運営権者が届出をしようとする場合を含む。）に規定する旅客取扱施設利用料届出書は、別紙様式-3のとおりとする。

### (2) 旅客取扱施設利用料変更届出書の様式

規則第11条第2項（規則附則第3条において準用する場合及び空港運営権者が届出をしようとする場合を含む。）に規定する旅客取扱施設利用料変更届出書は、別紙様式-4のとおりとする。

## VII. 有事の際における臨時の上限の認可

暴風、豪雪、地震、津波、噴火等の災害又は感染症等の事由により、旅客取扱施設の管理に当たり臨時の費用を要することとなった場合又は要することが見込まれる場合は、別に定めるところにより、当該費用を旅客取扱施設利用料により賄うため上限の認可を申請することができる。

この場合、上限の認可に当たっては、旅客取扱施設利用料を徴収することができる期限を付することとする。

(附則)

この要領は、平成21年3月17日から適用する。

(附則)

この要領は、平成28年3月10日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年7月20日から適用する。

別紙 1

| 費用項目   | 想定費目  | 負担算定基準  |
|--------|---|---|
| 人件費    | 基準賃金  | 面積按分  |
|        | 基準外賃金   |   |
|        | 雑給  |   |
|        | 賞与  |   |
|        | 退職給付費用  |   |
|        | 法定福利費<br>厚生福利費  |   |
| 保険料    | 損害保険料   | 面積按分  |
| 減価償却費  | 減価償却費   | 原則面積按分<br>ただし、保守料において負担算定基準が面積按分以外の施設等に係るものは当該算定基準と同一 |
| 一般管理費  | 貸倒費用  | 面積按分  |
|        | 消耗品費  |   |
|        | 旅費／渉外費  |   |
|        | 通信運搬費   |   |
| 修繕費    | 修繕費   | 面積按分  |
| 水道光熱費  | 水道光熱費（冷暖房費含む）   | 面積按分  |
| 賃借料    | 賃借料（国有財産使用料含む）  | 面積按分  |
| 租税公課   | 事業税（付加価値割及び資本割に限る）                                    | 面積按分  |
|        | 固定資産税   |   |
| 保守料    | 一般設備保守料   | 面積按分  |
|        | 消防設備保守料   |   |
|        | エレベータ、エスカレータ、動く歩道保守料                                  | 台数按分<br>（※）   |
|        | 旅客案内システム（FIS）、バゲージハンドリングシステム（BHS）、搭乗橋（PBB）、エプロンルーフ保守料 | 全額  |
|        | その他保守料<br>（内容について個別に確認を要する）                           | 内容に応じる  |
| 委託費    | 案内（観光案内を除く）業務   | 面積按分  |
|        | 警備業務  |   |
|        | 清掃業務  |   |
|        | 手荷物カート管理業務  | 全額  |
|        | その他委託業務<br>（内容について個別に確認を要する）                          | 内容に応じる  |
| 車両運行費  | ランプバス、パッセンジャーボーディングリフト（PBL）、タラップ車運行費                  | 全額  |
| 徴収手数料  | 航空旅客運送事業者に対する旅客取扱施設利用料の徴収手数料                          | 全額  |
| その他の経費 | 固定資産除却費   | 原則面積按分<br>ただし、保守料において負担算定基準が面積按分以外の施設等に係るものは当該算定基準と同一 |
|        | その他の経費<br>（内容について個別に確認を要する）                           | 内容に応じる  |

※ 別紙 2 の表に示す一般公共スペースに存するものについては、旅客取扱施設利用料により賄うものに含めることを可能とする。

## 別紙 2

| 区域               | 対象エリア   | 可否   |
|------------------|---|------|
| 一般<br>区<br>域     | 一般公共スペース<br>※ロビー、ベンチ、トイレ、非常階段、礼拝所等の来訪者に開放されているエリア                             | 応分割合 |
|                  | 物販店舗エリア（航空旅客運送事業者の直営店舗・ラウンジ含む）  | 不可   |
|                  | 飲食店舗エリア   | 不可   |
|                  | 申請者である指定空港機能施設事業者の事業エリア<br>※飲食店舗、物販店舗、ラウンジ、一般貸し室、展示スペース、事務室、業務用エレベーター等        | 不可   |
|                  | 観光案内所   | 不可   |
|                  | 総合案内所   | 可    |
|                  | 航空旅客への情報案内エリア（機器設置エリア含む）  | 可    |
|                  | チェックインカウンター   | 不可   |
|                  | チェックインカウンター前の航空旅客専用スペース   | 可    |
|                  | 保安検査場前の航空旅客専用スペース   | 可    |
|                  | 従業員専用スペース<br>※委託業者の従業員も対象   | 不可   |
|                  | 航空旅客運送事業者事務室  | 不可   |
| 制<br>限<br>区<br>域 | 保安検査場   | 可    |
|                  | 航空旅客公共スペース<br>※搭乗口前ベンチ、出発・到着コンコース、トイレ、非常階段等の航空旅客に開放されているエリア                   | 可    |
|                  | 物販店舗エリア（航空旅客運送事業者の直営店舗・ラウンジ含む）  | 不可   |
|                  | 飲食店舗エリア   | 不可   |
|                  | 申請者である指定空港機能施設事業者の事業エリア<br>※飲食店舗、物販店舗、ラウンジ、事務室、運用室（防災センター、運用センター等）、業務用エレベーター等 | 不可   |
|                  | 航空旅客への情報案内エリア（機器設置エリア含む）  | 可    |
|                  | 固定橋、搭乗橋（PBB）、エプロンルーフ  | 可    |
|                  | ランプバス乗降場  | 可    |
|                  | バゲージクレーム  | 可    |
|                  | 出発手荷物取扱スペース（出発手荷物荷捌場）   | 可    |
|                  | 到着手荷物取扱スペース（到着手荷物荷捌場）   | 可    |
|                  | 従業員専用スペース<br>※委託業者の従業員も対象   | 不可   |
| 航空旅客運送事業者事務室     | 不可  |      |
| 共<br>通           | 機械室、電気室、空調室、配管スペース、運用室（防災センター、運用センター等）、塵芥集積所等                                 | 応分割合 |

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名（代表者） 印

旅客取扱施設利用料上限認可申請書

標記について、空港法（昭和31年法律第80号）第16条第1項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）前段の規定に基づく旅客取扱施設利用料の上限の認可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 空港の名称
3. 旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
4. 旅客取扱施設利用料の上限の額
5. 旅客取扱施設利用料の上限の算出の基礎を記載した書類

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名（代表者） 印

旅客取扱施設利用料上限変更認可申請書

標記について、空港法（昭和31年法律第80号）第16条第1項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）後段の規定に基づく旅客取扱施設利用料の上限の変更認可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 空港の名称
3. 変更後の旅客取扱施設利用料の上限の額（新旧の対照を明示すること。）
4. 変更を必要とする理由
5. 実施予定日
6. 旅客取扱施設利用料の上限の算出の基礎を記載した書類

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名（代表者） 印

旅客取扱施設利用料届出書

標記について、空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）前段の規定に基づく旅客取扱施設利用料の届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 空港の名称
3. 旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
4. 旅客取扱施設利用料の額及び徴収方法
5. 実施予定日

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名（代表者） 印

旅客取扱施設利用料変更届出書

標記について、空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）後段の規定に基づく旅客取扱施設利用料の変更届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 空港の名称
3. 変更後の旅客取扱施設利用料の額（新旧の対象を明示すること。）
4. 変更を必要とする理由
5. 実施予定日